資 料 4

平成２９年度介護保険業務技術的助言について

平成２９年度の技術的助言

1　実施内容

①　定期的な技術的助言（対象：３０保険者）

ア）<u>介護保険事業計画について</u>

各保険者における第６期介護保険事業計画の進行管理や、地域の実態把握・課題分析の状況を確認し、第７期計画の策定を適切に進められるよう、各保険者の状況に応じた支援を行う。

イ）<u>給付適正化の取組について</u>

第３期介護給付適正化計画に基づき設定された実施目標について、進行管理の支援を行う。（ケアプラン点検、住宅改修等点検、縦覧点検・医療情報突合、介護給付費通知、給付実績の活用）

ウ）<u>制度改正への取組について</u>

制度改正に対する各保険者の対応状況を確認し、意見交換を行うことにより各保険者の取組を支援する。

エ）セルフチェックシートの自己点検事項の一部

オ）その他

②　特定の分野における技術的助言

ア）要介護認定の適正化（対象１８保険者程度）

要介護認定の適正化について情報収集、意見交換及び助言を行う。対象の保険者のうち１／３程度の保険者については、併せて認定審査会を傍聴し、認定審査会委員や認定審査会事務局との意見交換（他の保険者の取組事例等の情報提供を含む）により、認定調査等の課題を把握、改善策の提案等を行うことにより、要介護認定の適正化につなげる。

傍聴結果は、後日、傍聴した保険者に報告する。共通の課題や良い取り組み事例については、技術的助言報告書にて、全保険者に還元する。

イ）フォローアップ助言

特定の分野において、前年度に引き続き支援を要する保険者に対して助言を行う。

③　保険者支援の場の充実

ブロック会議への参加により、保険者との情報共有を図る。また、必要に応じて都からの情報提供を行う。

④　保険者へのフィードバック

技術的助言により把握した共通の課題や、効果的な取組事例について取りまとめ、保険者に報告

⑤　島しょ地域の助言の実施

定期的な助言に加えて、各島のニーズに応じた効果的な助言を実施する。

2　実施体制

①　定期的な技術的助言

原則として課長代理級１名以上を含む都職員２名以上で実施し、上記１①（特にアからウまで）の内容について横断的に支援する。

②　①以外

原則として課長代理級１名以上を含む都職員により実施する。
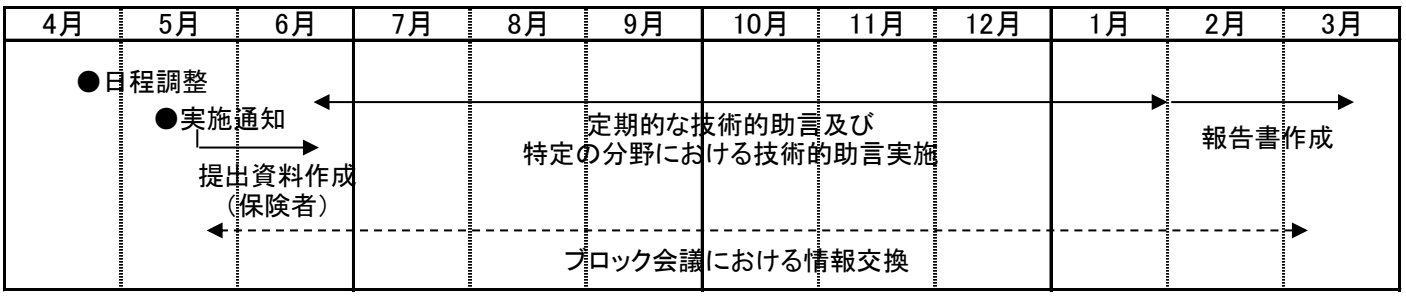
実施スケジュール